

再チャレンジプログラム 第1回 答案例

弁護士 春田 尚純

【解答例】【※0、※1】

第1 訴訟類型

甲会社が兵庫県内で和菓子店を出店しようとしていたにもかかわらず、Bは、AやCに相談することなく、兵庫県神戸市で和菓子店を開業・出店している（以下、「本件行為」という。）。そこで、Dは、株主代表訴訟を提起して（会社法847条1項。以下、条数のみ）、Bの甲会社に対する423条1項に基づく責任追及をすることが考えられる。【※2】

第2 423条1項の責任【※3】

- 1 では、本件行為につき、Bは423条1項に基づく責任を負うか。
- 2 423条1項の要件は、①「役員等」が、②「任務を怠った」こと、③「損害」の発生、④②と③の因果関係である。
- 3 これを本間についてみる。【※4】 「役員等」は「取締役」を指す
- (1) ①「役員等」
Bは、甲会社の「取締役」にあたるので、①を満たす。
- (2) ②「任務を怠った」

7. この要件の検討の前提として、本件行為は、取締役の競業取引に該当するか。仮に該当するとすれば、Bは、公開会社である甲会社の取締役会（327条1項1号）で承認を受けなければならないところ、この承認を受けていないから問題となる（365条1項、356条1項1号）。【※5】

1. 競業取引の要件は、①「取締役」が、②「自己又は第三者のために」、③「会社の事業の部類に属する取引」をすることである。

7. これを本間についてみる。【※6】

(7) まず、①Bは、甲会社の「取締役」にあたる。

(4) 次に、②「自己または第三者のために」とは、自己または第三者の計算においてという意味である。なぜなら、競業避止義務の趣旨は、会社の利益保護にあるからである。

本間では、Bが個人で営業する和菓子店の売上はBに帰属しているから、Bの計算において事業がなされているため、②を満たす。

(4) そして、③「会社の事業の部類に属する取引」とは、会社と取締役の間に利益衝突を来す可能性のある取引をいい、現にその事業を行っていないけれども、進出のための準備を進めている事業も含まれる。

【※7】

「下位部類」

本間では、確かに、甲会社は現に和菓子店を出店していない。しかし、甲会社はマーケティング会社に委託して、兵庫県内に和菓子店を出店するためのマーケティングを依頼し、成功する確率は必ずしも低くはないとの回答を得ていた。そうすると、甲会社は、将来兵庫県内で和菓子店を出す準備を進めていたといえる。したがって、Bが和菓子店を出店した行為は、甲会社とBの間に利益衝突を来す可能性があったといえるから、③を満たす。【※8】

1. 以上より、Bが神戸市で和菓子店を開業した行為は、競業取引に該当するから、Bは甲会社の取締役会で承認を得る必要があった。しかし、Bはこれを得ていない。したがって、Bは「任務を怠った」といえる。

2025年11月29日

再チャレンジプログラム 第1回 問題文

弁護士 春田 尚純

【設問】以下の事例におけるBの甲会社に対する責任について論じなさい。なお、回答にあたっては、Dが提起すべき訴訟類型も指摘すること（ただし、訴訟要件の検討は要しない。）。

【事例】

甲株式会社（以下「甲会社」という。）は、兵庫県を中心に関西全域で和菓子の製造・販売を行っている公開会社である。甲会社の取締役はA、BおよびCの3名であり、Aが代表取締役である。なお、甲会社の51%の株式を3年前から保有している。^{（注）}

甲会社は、その好調な業績を背景に、和菓子の製造・販売に着手すべく、同社取締役会において議論を重ねていた。そこで、甲会社は、マーケティング会社に委託して、まず兵庫県内で甲会社が和菓子の製造・販売を行った場合のメニュー及びデパートを調査させた。同社の回答によれば、兵庫県では和菓子の売上は、洋菓子に比べて低調だが、潜在的な購買層が存在することから、価格、品揃え等に配慮すれば、成功する確率は必ずしも低くはないということであった。

以前から和菓子の製造・販売に高い関心を有していたBは、自ら和菓子の製造・販売を行った方が利益になると考え、AやCに相談することなく、旧知の和菓子職人を集めて、兵庫県神戸市内に個人営業の和菓子店を開店した。出店に際して、Bは、甲会社取締役会において開示されたマーケティング会社の上記回答を参考としている。この和菓子店は、開店1年目（2023年）に300万円の営業利益を計上し、さらに翌2024年には800万円の営業利益を計上するまでに成長した。

この状況を知った株主Dは、Bの行為につき責任追及をしようと考えている。